

## かつしかの窓

2023 Vol.392

スカイツリ 正面に !

ものだるなら 高飾区から

Contents

第十一回定時総会を開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2~3
葛飾企業人	4~5
新任役員のご紹介	6

退任役員に対する感謝状の贈呈
私の仕事
法人会活動レポート

<b>曷帥柷務者からのお知らせ 10~</b>	1
葛飾都税事務所からのお知らせ	12
葛飾区役所・税務課からのお知らせ	13
説明会のご案内/編集後記	14
地球温暖化対策報告書について 15~	16

# 第十一回定時総会を 開 催

日 時 : 六月十三日

所 葛飾法人会館三階 大会議室

場



時総会、金井田総務委員長司会による力強 がリアルに出会い情報交流することの大切 ンセミナーを進める中で、 た諸々の事業を紹介、課題としてオンライ いさつが。コロナ禍の中でも昨年に行 中村副会長開会の辞の後、 久々に来賓を迎えて行われた第十一 声で始まった。 やはり人と人と 増田会長の 回定 われ あ

次いで増田会長を議長として議事に入っ

さを指摘した。

幸田財務委員長より③令和五年度の収支予 四年度の事業報告、 報告事項として、総務委員長より①令和 ついて報告があった。 ②五年度の事業計画が。

次に決議事項の議案提出と採択に入っ う理事監事承認の件」で中村副会長より候 正味 に財産目録の承認の件」が幸田財務委員長 より提出された。二号議案 財産増減計算書及びその付属明細並び 号議案は「令和四年度貸借対照表、 「役員改選に伴



会 場 風 景

予算が承認され新体制が整った。 て承認された。これにより、 補者の発表があり、 ここで多くの来賓を代表して四名より祝 両議案共に賛成多数に 議事は終了し、

郎、

大貫賢充両氏に功労者表彰が。

また東

辞をたまわる。 続いて上部団体の全法連より、 臼倉龍太



景 会 場 風

された。 表彰が山岸祥浩、 福田博幸、 真田明男、 法連より、 令和四年度納税功労葛飾法人会長 矢作義雄各氏に功労者表彰がな 幸田秀博、 伊藤宏文、 秋山代介、 宮内誠、 遠藤隆浩、 田中幸長、 吉田勝弘、 南一 幸、 井

締めくくった。





会 場 風 景

出希 佐藤雄大、 渡邊信之、 大久保賢

各氏に授与された。 最後に大畑副会長が閉会の辞で本総会を



第27回



## 三代続く店主の情熱が伝統の味を守る

立石舟和 代表 福田 希衣子

時代を超える味わい、店主の心意気。 伝統の芋ようかんとあんこ玉で至福のひとときを立石で過ごす。

が関係があるのですか? 「舟和」というと真っ先に「芋 ようかん」が思い浮かびます

親戚だった縁で本家で修行し、立石 周年を迎えることができました。 で1945年に開店して昨年開店ファ 店です。祖父が浅草舟和の店主と 当店は浅草舟和が暖簾分けし た店として許されている唯一

Q 現在は三代目とお聞きしまし

合っていると思っています。 るのは大変という話を聞き、201 たが、今はこの仕事が自分に一番 た。最初はとまどうこともありまし のタイミングで三代目に就任しまし 7年に戻ったのです。そして ていたのですが、母が店で働き続け た。私は以前、まったく違う仕事をし 私が三代目として店を引き継ぎまし Α 祖父の亡き後は娘である私の 母が継ぎ、2022年4月に 77 周 年

する際は20キロ近くある材料を持ち まったくの素人でした。でも人に任 人に付いて芋ようかんやあんこ玉 きりにするのは違うと思い、店の 作り方を一から覚えました。製造 店に戻った当時は製造のことは

> なく店で接客もしますし、何しろ体 になりました。 仕事はハードですが以前より健康 をしています。そんなこともあって 力 上げることもあります。製造だけで ーニングしたり日々体力づくり 勝負なので走ったりジムでト

 $\overline{igcap}$ 看板メニューの「芋ようかん」 が創業以来大人気です。

ようかんが一番おいしくできる品 糖 にいい素材を求めて探す毎日です こともありますがへこたれず、さら 屋さんへ自分で行って見て選んで 種 がらの製法を今でも守って作って 店では祖父が修行して覚えた昔な います。思うように仕入れできない います。材料はさつまいもと塩と砂 Α の紅あずまのさつまいもを八百 だけ。素材も厳選しています。芋 が変わってしまいましたが、 本家の芋ようかんは作り方

店頭のみの販売ですか?

製法で作られた当店の芋ようかん られないという方にも昔ながらの 行っています。お店にはなかなか来 Α 芋ようかんは店頭販売の クール便で全国発送も 他

> うかんとあんこ玉とお抹茶ハイの も始めました。お持ちかえり弁当 を味わっていただきたいと思って もあります。喫茶のお勧めは芋よ います。 つアルコールも楽しめます。 「大人セット」。甘味も味わいつ 店では母の代からランチ

Q お願いします。 法人会の会員に向けて一言

うぞよろしくお願いいたします。 員の方々との交流などこれからど たばかりです。法人会の活動や会 A 立石での営業は長いのです が、法人会には今年入会し





立石舟和 〒124-0014 立石1-18-10 TEL:03-3694-0270 FAX:03-3694-0272





令和五年度

新任理事・監事・支部長のご紹介

## 新任役員のご紹介

監 掛川 泰弘



青年部会 副部会長 井熊 利明



財務委員 清水 琢実



総務委員 川畑 一義



総務委員 伊佐 康暢



金町支部長 聡: 星野



鎌倉支部長 勝野 新吾



四つ木支部長 鈴木 茂



小菅支部長 川上 佑喜



武彦 松尾



東新小岩支部長



東立石支部長



南水元支部長 出口 良行

水元中央支部長



水元中央支部長 新城 政也



鈴木 昭彦



洋治郎 山田

●全法連功労者表彰

副会長

税制委員長

した。



(敬称略)

全法連功労表彰



東法連永年勤続役員表彰

●東法連永年勤続役員表彰 奥戸支部長 財務委員長 堀切南支部長 水元東支部長 奥戸東支部長 事業研修副委員長 事業研修副委員長 税制副委員長

吉 遠 田 田 田 田 宏 明 秀 弘 誠 文 男 浩 博 幸

大 臼 倉 貫 龍太郎 賢 充

催されました。当会では次の方々が受彰披露されま 会連合会第十一回通常総会が明治記念館において開 (敬称略、 役職は令和四年度

東京法人会連合会関係表彰者のご紹介

令和五年六月十四日 (水) 一般社団法人東京法人





## 退任役員に対する感謝状の贈呈





下記諸氏は、副会長・理事・監事として永年にわたりそれぞれの要職にあって積極的に会 の発展に尽力され、組織の拡充強化と納税の高揚に貢献されました。その功績は極めて顕著 なものがあります。退任にあたり深甚なる謝意を表します。

> 中 村 省 Ξ 充 大 貫 賢 稲 垣 孝 漆 間 善美 大久保 賢 Ш 崎 安 男 細 瞢 康

藤 信 夫 泰 克 小 堀 幸 雄 星 野 大 惣 庫 矢 作 義雄 花 子 島 惠

(敬称略)



大



大久保

賢

四つ木五支部 亀有南支部 青戸東支部 お花茶屋支部 支部長 会 副支部長 副支部長 渡 佐 井 秋 山 邊 藤 出 信 雄 希 幸 代 祥 之 浩

長

介



## 青年部会 部会長

# 山本栄悟

私の家業の話をしたいと思います。

に代替わりをしました。

本大震災の年二〇一一年、そして二〇一八年

私は家業を継ぐために戻ってきたのが東日

ります。
山本栄『悟』の名の通り、私で五代目にな

強くあったようです。 は自分が元気なうちに継がせたいとの思いが亡くなっていることから、四代目山本榮之進二代目山本榮蔵・三代目山本榮一が早くに

はなく、金属プレス加工とは知っていたものしたが、先代は仕事の話を家に持ち帰ることしかし、いざ家業を継ぐために戻ってきま

を覚えました。 の、自社の状況や、どのような分野で仕事をの、自社の状況や、どのような分野で仕事を

きな変化を起こそうと決めました。
けた時もありました。しかし、二〇一七年のけた時もありました。しかし、二〇一七年の方の計を話し合う機会を設け、この一年で何か大いで時もありました。

ませんでした。 たり前のことを」弊社は今までやってきてい 展示会や飛び込みでの営業、「企業として当

てきました。の後、業績も少しずつではありますが上向いの後、業績も少しずつではありますが上向い一年で顧客数を一・五倍程度まで増やす、そ

この経験から、口に出し行動することで、

移すことを重視しました。必ず成果はついてくると信じ、言葉を実行に

ると思い、様々な自社の考え、思いを、話したことは現実にな働いてくれている社員の言葉も取り入れ、

**モノ**について、(○○を作りたい、○○の分野をしよう、利益率の高い仕事をしよう)、や

**コト**について、(メーカーに近いところで仕事

て、物事を考える。 **未来**について、作り手と使い手のことを考え

思います。等、様々なことを有言実行していきたいと

います。 耳を傾け大切にし、邁進してまいりたいと思思いを口に出し伝え、また、周囲の意見にもこの度の青年部会長の拝命にあたり自分の

撻の程よろしくお願い申し上げます。 末筆ではありますが、今後ともご指導ご鞭

### 法人会活動レポート

#### 女性部会 4月21日

#### 第 1 1 回 女 性 部 会 通 常 総 会



女性部会通常総会、今年も無事全ての議案が成立しました。

## 青年部会 4月14日

#### 第11回青年部会通常総会



青年部会通常総会、新部会長に山本栄悟氏が就任しました。

#### 女性部会 4月13日

#### 全国女性フォーラム愛媛大会



全国女性フォーラム愛媛大会に参加致しました。

## 立石支部 4月26日

#### 支部役員会及び会計報告会



立石支部役員会、皆様の笑顔。立石支部はこれからも邁進します。

#### 女性部会 6月8日

#### 日帰り旅行



山梨さくらんぼ狩り・桔梗屋工場見学。参加者34名でした。

#### 事業研修委員会 5月19日

#### 社会保険・労働保険事務手続きセミナー



実務に精通した社労士を講師にお迎えしセミナーを開催しました。

## らのお知らせ



【問合せ先】

〒124-8560 葛飾区立石8-31-6 Tel 03 (3691) 0941 (代表)

## 電子帳簿保存法の内容が改正されました

~ 令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ~

#### ① 電子帳簿等保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

#### 「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直されました。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所得税・法人税について以下のとおり見直されました。

なお、消費税についてこの措置の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲 については、変更はありません。

#### 「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲

#### 【見直し前】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿(全ての青色関係帳簿)

#### 【見直し後】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿(以下の記載事項に係るものに限定)

③における記載事項	帳簿の具体例
売上げ(加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するもの	売上帳
を含む。)その他収入に関する事項	
仕入れその他経費(法人税は、賃金・給料・法定福利費・厚生費を除 く。)に関する事項	仕入帳、経費帳、賃金台帳(所得税のみ)
売掛金(未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含	売掛帳
む。)に関する事項	
買掛金(未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む、)に関する事項	買掛帳
む。)に関する事項	
手形(融通手形を除く。)上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項 (当座預金を除く。)	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券(商品であるものを除く。)に関する事項(法人税のみ)	有価証券受払い簿(法人税のみ)
滅価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

#### Q:「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」とは、どのような措置ですか?

- A: 一定の範囲の帳簿について、「モニター・説明書等を備え付ける」などの電子帳簿として保存するための要件に加えて、
  - ① 訂正削除履歴の保存、 ② 帳簿間の相互関連性 ③ 日付・金額・相手方による検索機能 の3要件を全て備えて保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置です(あらかじめ届出書を提出している必要があります。)。



## 葛飾税務署が

#### ② スキャナ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます。

(1) 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要とされました。

国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度·階調·大きさに関する情報の保存を必要とする要件が廃止されました。

なお、これらの情報を保存しておくことは不要となりましたが、スキャナで読み取る際に守らなければならない 解像度(200dpi 以上)や階調(原則としてカラー画像)などの要件自体に変更はありません。

(2) 入力者等情報の確認要件が不要とされました。

スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました(電子取引データ保存についても同様です。)。

(3) 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が、「重要書類(契約書・領収書・送り状・納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類)」に限定されることとなりました。

この見直しにより、「一般書類(見積書・注文書等や納品書の写しのように、資金や物の流れに直結・連動しない 書類)」をスキャナ保存する場合については、相互関連性の確保が不要となりました。

#### ③ 電子取引データ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

(1) 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め(調査担当者にデータのコピーを提供すること)」に 応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直 されました。

- イ 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間(2課税年度前)の売上高が「1,000 万円以下」の保存義務者から「5,000 万円以下」の保存義務者に拡大されました。
- ロ 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました。
- (2) 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限(令和5年12月31日)をもって廃止されます。
  - (参考) 令和5年 12 月 31 日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。
- (3) 新たな猶予措置が整備されました。

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

- イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署 長が相当の理由があると認める場合(事前申請等は不要です。)
- ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

上記(2)の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

## 葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

## eLTAX 電子納税が大変便利です

~全国の地方公共団体へ一括して納税可能~

#### クレジットカード納付が可能!

法人事業税・法人都民税等の都税は、 ペイジー納付やダイレクト納付の他に、 クレジットカード納付が可能です。



eLTAX 電子納税での 納付方法が増えました!

詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/

#### ダイレクト納付が可能!

事前に登録した金融機関口座から 指定した期日に税額を引き落とすこと ができる納税方法です。



税理士の方など代理人による納税手続ができます!!





eLTAX イメージキャラクター エルレンジャー

## 都税がスマホ決済アプリで納付できます

- **▼ いつでもどこでも簡単に**スマホで納税ができます。
- ▼ スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- ∮ 手数料はかかりません。

#### 納税できる主な税目

個人事業稅、不動産取得稅、自動車稅種別割、 固定資産稅·都市計画稅(土地·家屋)、 固定資産稅(償却資産)

#### 利用できるアプリ (令和5年7月1日時点)















Rakuter 楽天銀行



#### 注意事項

- ■領収証書は発行されません。
- ■納付手続完了後に納付を取り消すこと はできません。
- 1 枚あたりの合計金額が30万円までの 納付書(バーコードがあるもの)に限り ます。
- ■バーコードのない納付書や、 汚損によりバーコードが読み取れない 納付書はお使いいただけません。

※主税局 HP で詳細をご確認の上、 ご利用ください。

※地方税統一 QR コード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QR を読み取ることでも納付できます。詳細は主税局 HP をご覧ください。

東京都主税局 ホームページ



(QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)

## 葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

皆さんに納めていただいている大切な特別区民税・都民税(住民税)は、福祉・教育・まちづくりなどに 使われ、葛飾区を支える土台となっています。

令和5年度の特別区民税・都民税は、令和4年1月から令和4年12月までの1年間の所得に対して課税します。区から送付する特別徴収の税額決定通知書や普通徴収の税額決定納税通知書の内容をご確認の上、納期限内の納入・納付をお願いいたします。

#### 令和5年度特別区民税・都民税のお知らせをお送りしました

特別徴収の場合は5月17日に特別徴収義務者へ、普通徴収の場合は6月12日に本人へ各通知書等を送付しております。

**<問い合わせ先> 課税係 直通 03-5654-8550** 

#### 特別徴収の皆様へ

特別区民税・都民税の特別徴収にご協力ください

特別徴収とは、事業主の方が従業員や専従者の給与から住民税を徴収し、6月から翌年5月までの 12回で毎月納入していただく方法です。

4月以降新たに就職された方の特別徴収を始める場合は、特別徴収切替申請書の提出が必要です。

**<問い合わせ先> 課税係 直通 03-5654-8550** 

#### 特別徴収分の納入には、便利な電子納税を利用しましょう

eLTAX を利用すると、従業員から特別徴収した特別区民税・都民税を、一度に複数の自治体へ一括して電子納税ができます。手数料も無料です。ぜひご利用ください。

詳しくは eLTAX ホームページをご覧ください。 https://www.eltax.lta.go.jp

**<問い合わせ先> 収納管理係 直通 03-5654-8201** 

#### 特別区民税・都民税の納付が普通徴収(個人納付)の皆様へ

納期限内の納付にご協力をお願いします。今後の各納期限は下記のとおりです。 税額決定納税通知書には納付書のほかに口座振替依頼書も同封しております。 納付には便利な金融機関の口座振替をぜひご利用ください。

第2期 8月31日(木) 第3期 10月31日(火) 第4期 令和6年1月31日(水)

【納付場所】 各金融機関、郵便局(ゆうちょ銀行)、コンビニエンスストア、区役所税務課、 区民事務所及び区民サービスコーナー

【**その他の納付方法**】 ペイジー対応のATM、ネットバンキング、クレジットカード、 モバイルレジ (アプリまたはWEB)、スマートフォン決済アプリ

<問い合わせ先>収納管理係 直通03-5654-8201

#### ■ 表紙のイラストについて ■



夏です。表紙の姉弟がいる東四つ木の避難橋は正面にスカイツリーが望めることもあり、ちょっとした撮影スポットになっているようです。荒川土手を訪れた際にはぜひ立ち寄ってみてください。また、私ごとで恐縮ですが、連載しているマンガ『東東京区区(ひがしとうきょうまちまち)』の単行本1巻が7月に発売されました。立石や柴又も登場しますので、ぜひ読んでみてください。

イラスト:かつしかけいた

## 編







令和5年「盛夏号」をお届けします。「葛飾企業人」は立石商店街の和菓子店「立石舟和」さんをお訪ねしました。伝統の味、芋ようかんを頬張りながら戦後すぐの立石の雰囲気が伝わり、楽しい取材をさせていただきました。

「私の」シリーズは、新青年部会長・山本さん の登場です。フレッシュな活躍を大いに期待し ます。

さて、巷ではコロナ禍で失った年月を大急ぎで取り戻すかのような喧騒が帰ってまいりました。著名な祭礼も次々開催され活気が東京中を覆っています。わが法人会も新役員体制となり、ようやく人と人が直に触れ合うことができるようになりました。新生葛飾法人会の船出です。皆様の活動を生き生きと伝えるため広報委員会も頑張ります。(S)

#### ◆説明会のご案内◆

決 算 法 人 説 明 会					
開催日	時間	場所			
8月4日(金)	13:30~16:00	葛飾法人会館			
9月4日(月) 9月8日(金)	13:30~16:00	葛飾法人会館			
10月5日(木)	13:30~16:00	葛飾法人会館			
新 設 法 人 説 明 会					
10月16日(月)	13:30~16:00	葛飾法人会館			

○ 葛飾税務署より対象者にご案内はがきが届き ますので、ご案内に従って説明会にご参加く ださい。

## 税務相談

#### 月1回、1時間まで無料!

葛飾法人会では税に関する相談を 個別に行っています。まずは法人 会事務局へご連絡ください!

#### ☎ 3693-3744

申し込み後、日時等をご相談の上決め させていただきます。相談は原則とし て葛飾法人会館で行い、東京税理士会 葛飾支部の税理士が相談に応じます。

※時間を超えてご相談になられた場合、 超過時間につきましては相談者のご負担になります。

帰る時に事務局にお支払ください。料金は30分につき5,000円と消費税になります。

#### かつしかの窓 Vol.392

発 行 所

公益社団法人 葛飾法人会

葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906 URL https://www.katsuhou.net E-mail:info@katsuhou.net

令和5年7月25日発行

発 行 人 増 田 充 孝

編集人鈴木隆文



#### 「地球温暖化対策報告書」 作成希望依頼書 東京都提出

東京都地球温暖化対策報告書を提出したいので、下記内容に基づいた作成を依頼します。

企	業	害	鉛	記	λ	欄
16	*	ı	ŦΙΥ	nı.		ЛШ

法人名		
代表者名	役職	
担当者名	役職	
※代表者、担当	者ともに必ずフルネームでご記入ください。	
業種		
例) 単に「製造 また、細かく分	てはなるべく詳しくご記入ください。 i業」ではなく、「プラスチック容器製造業」や「建築用金属部品製造業」等、細かく記入。 <sup>i</sup> 類した際に複数の分野にまたがる場合は、最も主要なもの一つを記入下さい。 <b>i産業分類の細分類番号4ケタをご記入頂ければ、詳しくご記入いただかなくてかまいません。</b>	
本社所在地	〒	
連絡先	TEL fax ⊠	
延床面積	事業所等の実績年度のエネルギー使用期間 □1年度分 □1年未満	
所 有 形 態	□自己所有 □他者所有 報告範囲 □建物の全部 □建物の一部(テナント) □建物の一部(その例	<u>þ</u> )
報告範囲の主たる用途(産床面積の) 50%以上)	□事務所 □商業施設(物販) □商業施設(飲食) □工場 □複合施設 □その他(	)

#### ●エネルギー使用量記入欄(年次データ-令和4年4月分から令和5年3月分まで)

	使用量		
都市ガス			m <sup>3</sup>
L P G			m <sup>3</sup>
灯 油			L
その他の燃料		単位(	)
電気	買電(昼:8~22時)		kWh
(特に契約をしていない場合 は、その他に記	買電(昼:22~翌8時)		kWh
入ください。)	その他(昼夜不明を含む)		kWh
水道	水道及び工業用水道		<b>m</b> <sup>3</sup>
水道	公共下水道		<b>m</b> <sup>3</sup>

地球温暖化対策や省エネ対策として特別に取り 組んでいる事があればご記入ください。

↑上記使用になっているエネルギーの数値をご記入ください!

◇本社以外に東京都内の支店・営業所をお持ちの方は、お手数でも用紙をコピーして、所在地・面積・エネ ルギ―データ等ご記入の上、支店等分の依頼書も合わせてご提出ください。

※令和4年4月から令和5年3月の途中で開設・閉鎖された、支店・営業所については、その旨をお書き添えく ださい。

#### ◆提出書類の**会社印(丸印)** は不要になりました。

#### 葛飾区内の事業所の皆様へ



### 書類作りを法人会がお手伝い!

## 地球温暖化対策報告書

## を提出してみませんか?

#### この様なメリットも あります!

#### ■ 葛飾法人会では、区内の事業者の皆様に「地球温暖化対 策報告書」の提出を呼びかけています。

- ■この報告書は、東京都条例に基づく制度で、各事業所が 令和4年4月から令和5年3月までの1年間に使用した電 気・ガス・水道・灯油の量(料金ではなく使用量)を調 べて報告書に記載し、東京都へ提出することで減税などの メリットが受けられるようになっています。
- 報告書の提出にあたり書類作成を法人会がお手伝いさせ ていただきます。
- ■このご案内の裏面をコピーし、必要事項をご記入の上、 葛飾法人会事務局まで、FAX、または郵送に てお送りください。

FAX番号 **03-3693-3906** 

送り先 〒124-0012 葛飾区立石7-29-2 公益社団法人 葛飾法人会 宛

≪締

切》

#### 令和5年9月29日(金)法人会到着分

#### 中小企業向け省エネ促進税制

●中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エ ネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を 税制面から支援するため、法人事業税を減免します。

#### 制度概要

#### ■対象者

- ①資本金の額が1億円以下の法人 (保険業法に規定する相互会社を除きます。)
- ② 「地球温暖化対策報告書」等を提出していること

#### ■対象設備

省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備で、 環境局が導入推奨機器として指定するもの。

- ・減価償却資産に限ります
- 貸付用、住宅用、中古設備を除きます。

設備の取得価額(上限2千万円)の2分の1を取得 事業年度の法人事業税の税額から減免します。 (ただし、当期事業税額の2分の1を限度) ※減免しきれなかった額は、翌事業年度等の法人事 業税の税額から減免可

#### ■対象事業年度

令和8年3月30日までの間に終了する各事業年度に 設備を取得し、事業の用に供した場合に適用。

エネルギーの使用量につきましては、各請求書、検針票等でお調べ頂くほか、下記の各事業所に お電話にて(お手元に請求書等をお持ちになり)問い合わせて頂ければ1年分の確認ができます。

●電気:東京電力エナジーパートナー(株)

□ 0120-995-001(フリーダイヤル) □ 03-6374-8936(0120番号をご利用になれない場合有料)

●ガス:東京ガスお客さまセンター (総合)

**☎ 0570-002211**(ナビダイヤル) ☎ 03-3344-9100 (IP電話のご利用など)

●水道:水道局お客さまセンター

**203-5326-1101** 

※自動車の燃料として使用したガソリン、軽油は報告対象外です。

#### 申込み・問い合わせ先

#### <中小企業者向け省エネ促進税制に関すること>

- ・所管都税事務所の法人事業税班
- · 主税局課税部法人課税指導課 法人事業税班 **03-5388-2963**

#### <地球温暖化対策報告書制度/お問い合わせ窓口>

・東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称: クール・ネット東京) ヘルプデスク **0570-03-3517** 

